

函 経 経

令和4年(2022年)6月27日

報道機関各位

函館市経済部経済企画課長

函館市事業者物価高騰等緊急支援金の申請受付開始に係る
報道依頼について（依頼）

このことについて、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、影響を緩和するため、市内事業者に対して支援金を給付いたします。

つきましては、下記のとおり申請受付を開始いたしますので、取材および報道について、お取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

- 1 申請期間 令和4年7月1日（金）～10月31日（月）
- 2 申請書類の入手方法
 - ① 函館市公式ホームページ
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022053000033/>
 - ② 函館市役所本庁舎，各支所

【連絡先】

経済部経済企画課長 嶽本（だけもと）

電話：21-3303

函館市事業者物価高騰等緊急支援金 募集要項

《 支援金の概要 》

【主な対象要件】

- (1) 函館市内に本店を有する法人
- (2) 函館市内に住所を有する個人事業者
- (3) 函館市外に本店を有する法人または函館市外に住所を有する個人事業者で、
函館市内に事業所を有する者

※ 公共法人，政治団体，宗教団体は対象となりません。

※ 収益事業を行っていない経済・文化団体，NPO 法人，公益法人等は対象となりません。

【給付額】

1 事業者につき **5** 万円（法人・個人事業者ともに） ※申請は1 事業者 1 回限り。

《 申請の概要 》

【申請受付期間】

令和4年7月1日（金）～ 令和4年10月31日（月）（消印有効）

【申請方法】

郵送の場合

〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビル3階
函館市支援金事務局 宛

※ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による提出は受け付けておりません。

電子申請の場合

令和4年7月下旬 受付開始予定（函館市ホームページに掲載）

《 お問合せ 》

支援金コールセンター 電話：**0138-68-1809**

（受付時間 平日9時30分～17時30分）

《 支援金の詳細 》

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、影響を緩和するために、緊急支援金を給付し、事業を支援することを目的とします。

2. 対象事業者

本支援金の対象事業者は、次の要件のどちらも満たす方とします。

(1) 下記①または②に該当すること。

- ① **令和4年5月26日以前から、函館市内に本店（個人事業者の場合は住所）を有し、かつ、事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思があること。**
- ② **函館市外に本店を有する法人または函館市外に住所を有する個人事業者で、令和4年5月26日以前に函館市内の事業所において事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思があること。**

※ **事業所**とは…継続的に事業活動を行うため、従業員および設備等を有し、一定の場所に設けられた、事業活動の拠点となる場所をいいます。

【対象となる例】支店、営業所、事務所、工場

【対象外となる例】資材置き場、倉庫、一時的な事務所、不動産業における賃貸・売買用の物件、従業員のための寮・保養所

(2) 下記のいずれにも該当しないこと。

- ① **公共法人、政治団体、宗教団体**
- ② **暴力団等**（函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者または代表者、役員、使用人、その他の従業員もしくは構成員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者）
- ③ **経済・文化団体、NPO法人、公益法人等の非営利的団体（ただし、収益事業を反復継続して行っている場合を除く。）**
- ④ **法人格のない任意団体**

※ フリーランスの方等で自己の所有（または賃借）する店舗等を持たずに事業を行っている場合は、市内に住所がある場合に対象となります。

※ 不動産賃貸業を営む個人事業者については、業として営んでいると認められる場合に限り、対象となります。

3. 給付額

1 事業者につき 5 万円（法人・個人事業者ともに）

※ 複数の施設・店舗等を営む場合も 5 万円となります。

4. 申請手続き等

申請は、1 事業者につき 1 回限りです。

(1) 申請受付期間

令和 4 年 7 月 1 日（金）から令和 4 年 10 月 31 日（月）まで（消印有効）

(2) 申請書類

本募集要項に記載の申請書類を提出してください。

※ 必要に応じて、書類の訂正、追加および説明を求めることがあります。

※ 申請書類の返却はいたしません。

(3) 申請方法

① 郵送による申請

ア. 申請に必要な書類等の入手方法

- ・ 下記の函館市ホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022053000033/>

- ・ 函館市役所本庁舎、各支所に申請書と募集要項を設置しています。

イ. 郵送先

申請書類を下記の宛先へ郵送してください。

**〒040-0011 函館市本町 6 - 7 函館第一ビル 3 階
函館市支援金事務局 宛**

※ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※ 切手を貼り付け、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による提出は受け付けておりません。

② 電子申請（令和 4 年 7 月下旬受付開始予定）

- ・ 函館市ホームページから申請

【URL】 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022053000033/>

5. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を順次給付いたします。

6. 審査結果の通知

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、給付に関する通知を発送いたします。また、審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは否給付に関する通知を発送いたします。

7. その他

- (1) 本支援金給付の決定後、虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、市が本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、本支援金を返還しなければなりません。
- (2) 本支援金の適正な給付等のため、市が公的機関（国・北海道・警察等）に対し、情報提供を求めることがあります。また、必要に応じて、検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察等）の求めに応じて提供することがあります。

《 申請書類 》

【法人の場合】

※ 函館市事業者特別支援金（令和3年10月～12月申請受付）の受給者は、特別支援金の給付決定通知書（決定通知書を紛失した場合は、特別支援金が振り込まれた通帳のページ）の写しを添付することで、(4)・(5)・(6)の書類の添付を省略することができます。

(1) 申請書（別記第1号様式）

(2) 誓約書（別記第2号様式）

(3) 振込先口座がわかる通帳等の写し

- ※ 口座名義人・口座番号・口座種別・金融機関名・支店名がわかるページ（電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面の画像等）
- ※ みちのく銀行の場合は、通帳の表紙と見開きのページの写しを添付してください。
- ※ 当座口座の場合は、当座勘定照合表など振込先がわかるものを添付してください。

(4) 現在（履歴）事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

- ※ 写しでも可。また、登記情報閲覧サービスのページを印刷または撮影したもので可。

(5) 直近の法人税確定申告書別表一および法人事業概況説明書（両面）の写し

- ※ 收受印、受信通知、税理士印（または税理士の署名）のいずれかのあるもの。これらが無い場合は、税務署が発行する「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付してください。
- ※ 創業後間もないため確定申告書を提出できない場合は、Q&Aの[Q10]をご参照ください。

(6) (市外本店の場合のみ) 市内に事業所があることがわかる書類（下記◆）

◆市内に事業所があることがわかる書類 ※(a)～(c)すべて必要です。

- (a) 市内の事業所を所有または賃借していることがわかるもの（自己所有の場合は建物の登記事項証明書、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し等）
- (b) 市内の事業所の現況がわかるもの（HPや写真（内観および外観））
- (c) 営業許可等が必要な業種については、営業許可証等の写し（有効期間内のもの）

【個人事業者の場合】

※ 函館市事業者特別支援金（令和3年10月～12月申請受付）の受給者は、特別支援金の給付決定通知書（決定通知書を紛失した場合は、特別支援金が振り込まれた通帳のページ）の写しを添付することで、（5）・（6）の書類の添付を省略することができます。

（1）申請書（別記第1号様式）

（2）誓約書（別記第2号様式）

（3）振込先口座がわかる通帳等の写し

※ 口座名義人・口座番号・口座種別・金融機関名・支店名がわかるページ（電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面の画像等）

※ みちのく銀行の場合は、通帳の表紙と見開きのページの写しを添付してください。

（4）本人確認書類（運転免許証(両面)等、住所・氏名・生年月日の記載があるもの）の写し

※ 現住所の確認のため、運転免許証の場合は必ず裏・表の写しを提出してください。

（5）青色申告の場合は令和3年分の確定申告書 B 第一・二表および青色申告決算書、白色申告の場合は令和3年分の確定申告書 B 第一・二表および収支内訳書の写し

※ 收受印、受信通知、税理士印（または税理士の署名）のいずれかのあるもの。これらがない場合は、税務署が発行する「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付してください。

※ 確定申告の義務がないなど確定申告書を提出できない場合は、「令和4年度(2022年度)市民税・道民税申告書」（受付印のあるもの）を提出してください。受付印が押されていない場合は、市道民税の納税通知書または「所得（課税）証明書」など、事業収入を申告していることが証明できる書類を添付してください。

※ 創業後間もないため確定申告書を提出できない場合は、Q & Aの[Q10]をご参照ください。

（6）（市外住所の場合のみ）市内に事業所があることがわかる書類（下記◆）

◆市内に事業所があることがわかる書類 ※①～③すべて必要です。

① 市内の事業所を所有または賃借していることがわかるもの（自己所有の場合は建物の登記事項証明書、賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し等）

② 市内の事業所の現況がわかるもの（HPや写真（内観および外観））

③ 営業許可等が必要な業種については、営業許可証等の写し（有効期間内のもの）

※ 不動産賃貸業を行う個人事業者の場合は、別途添付書類が必要になりますので、Q & Aの[Q5]をご参照ください。

《 支援金に関する Q&A 》

Q1：支援金の使途に制限はあるか。

使途に制限はありませんので、物価高騰等の影響緩和のために広くお使いください。

Q2：審査状況や審査結果について知りたい。

審査が終了し次第、申請者の住所あてに給付の可否を通知します。

- ・ 給付決定の場合：「給付決定通知書兼口座振込通知書」
(支援金の口座振込日の概ね3日前頃)

- ・ 否決定の場合：「否給付決定通知書」

なお、大変多くの申請が予想されるため、個別の審査状況についてはお答えできませんので、ご了承ください。

Q3：大企業は対象となるか。

対象となります。

Q4：個人事業者で、事業収入以外に給与や年金、不動産収入があるが、対象となるか。

他に収入がある場合でも、確定申告書において事業収入があり、事業を行っていることが確認できる場合は対象となります。

Q5：不動産賃貸業のみを行う個人事業者は、対象となるか。

不動産賃貸業を営む個人事業者については、業として営んでいると認められる場合に限り、対象となります。

業として営んでいると認められる具体的な基準は、下記の表をご覧ください。

不動産の貸付区分		判断基準
建物	一戸建のもの	5棟以上
	一戸建以外のもの (アパート・貸間など)	10室以上
土地		契約件数10件以上または貸付総面積 2,000 平方メートル以上
	駐車場として貸付けているもの	駐車台数10台以上

※ 建物・駐車場は空きを含む。

また、確定申告書に添付する収支内訳書（不動産所得用）など、業として営んでいることが確認できる書類を添付してください。

Q6：函館市事業者特別支援金を受給した法人が、本支援金の申請日時点では代表者を変更(または本店を移転)している場合、どうすれば良いか。

本支援金の申請日時点において、事業者特別支援金申請時から申請者情報（本店所在地・代表者等）が変わっている場合は、給付決定通知書のほかに、現在（履歴）事項全部証明書を添付してください。

Q7：函館市事業者特別支援金を受給した個人事業者が、本支援金の申請日時点では住所等を変更している場合、どうすれば良いか。

本支援金の申請日時点において、事業者特別支援金申請時から申請者情報（住所や名字等）が変わっている場合、その変更が本人確認書類（免許証の裏書き等）で確認できる場合は、追加の書類は不要です。

本人確認書類で申請者情報の変更が確認できない場合は、住民票等、それがわかるものを添付してください。

Q8：会社法人等番号とは何か。

「会社法人等番号」は、現在（履歴）事項全部証明書の一番上の欄に記載されている12桁（4桁＋2桁＋6桁）の番号です。13桁の「法人番号」とは異なりますのでご注意ください。

なお、「法人番号」しかわからない場合は、「法人番号」の先頭の1桁を除いた12桁が「会社法人等番号」になりますので、2桁目以降の12桁を記載してください。

Q9：個人事業者で、所得税がかからないため税務署から確定申告の必要がないと言われ、申告をしていない場合、どうすれば良いか。

市道民税については、収入の大小にかかわらず申告を行うことができますので、市道民税の申告をしていただいた後、当該申告書（受付印のあるもの）を添付してください。市道民税の申告は、下記の窓口で行うことができます。

【市道民税の申告場所】

税務室市民税担当（函館市東雲町4-1-3 函館市役所本庁舎2階）

※ 市道民税の申告の際は、事業収入に関する収支内訳書のほか、社会保険料等の各種控除を申告する場合は当該支払額がわかるもの等の書類が必要となりますので、ご用意のうえ、窓口にお越しください。

市道民税の申告に関してご不明な点がある場合は、函館市税務室市民税担当(21-3211～3213)にお問合せください。

Q10：創業後間もないため、確定申告書を提出できない場合、どうすれば良いか。

確定申告書の代わりに、下記の書類を提出してください。

【法人】

開業日以後、令和4年5月26日以前に実際に事業を開始していたことが確認できるものとして、下記①および②の書類。

- ① 事業実態があることが客観的にわかる資料（営業許可証、店舗の写真等）
- ② 帳簿類（売上台帳等）

【個人事業者】

令和4年1月1日以降に創業していること、および令和4年5月26日以前に実際に事業を開始していたことが確認できるものとして、下記①～③の書類。

- ① 開業日が確認できるもの（開業届・店舗の賃貸借契約書等）
- ② 事業実態があることが客観的にわかる資料（営業許可証、店舗の写真等）
- ③ 帳簿類（売上台帳等）

Q11：法人成りして間もないため、法人の確定申告書が提出できない場合、どうすれば良いか。

法人成り後、確定申告時期を迎えておらず確定申告書がない場合は、個人事業者としての令和3年分の確定申告書（青色申告の場合は令和3年分の確定申告書B第一・二表および青色申告決算書、白色申告の場合は令和3年分の確定申告書B第一・二表および収支内訳書）を提出してください。

Q12：他に支援金を受給している場合、申請できるか。

新型コロナウイルス感染症関連の国・道・市の各種支援金、その他の補助金等を受給している場合も、本支援金の申請は可能です。

ただし、本支援金の受給者が、他の支援金を重複して申請できるかについてはそれぞれの申請先にご確認ください。

Q13：本支援金は課税対象になるか。

本支援金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があります。

ただし、支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるわけではありませんので、確定申告の際は、税務署や税理士などにご相談ください。

《 参考 1 : 対象外となる法人の種類・業種について 》

(1) 対象外となる事業者

		(1) の事業者の例示
法人の種類による分類	公共法人	地方公共団体, 国立大学法人, (株)日本政策金融公庫, 独立行政法人, 土地開発公社, 日本中央競馬会, 日本年金機構, 日本放送協会
業種による分類	政治団体	政党, 政治結社
	宗教団体	神社, 寺院, 教会, これらを含む宗教団体の事務所である教務本庁, 宗務所, 教団事務所

(2) 原則対象外であるが, 収益事業を反復継続して行っている場合は対象となる事業者

		(2) の事業者の例示
法人の種類による分類	NPO法人	—
	公益法人等 (宗教法人を除く。)	一般社団(財団)法人, 公益社団(財団)法人, 医療法人, 学校法人, 行政書士会, 司法書士会, 社会保険労務士会, 土地家屋調査士会, 税理士会, 漁業(農業)共済組合, 健康保険組合, 酒販組合, 信用保証協会
業種による分類	経済・文化団体	実業団体(商工会議所, 商工会, 商工組合, 全国中小企業団体中央会), 同業団体(同業者によって組織され, 親睦, 地位・技術の向上, 発展などに寄与するための活動を行う団体), 労働団体, 学術・文化団体

《 参考 2 : 申請書に記載する「業種」について 》

※下記の表を参考に、申請書に記入してください。

業種の番号	主な事業の例示
① 農業、林業	米・野菜・果樹・花き作農業，酪農業，養鶏業，林業
② 漁業	漁業，水産養殖業
③ 鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業，採石業，砂・砂利・玉石採取業，窯業原料用鉱物鉱業
④ 建設業	土木工事業，建築工事業，職別工事業（大工・とび・左官・塗装等）設備工事業
⑤ 製造業	食料品製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，印刷・同関連業，化学工業，プラスチック製品製造業，ゴム製品製造業，金属製品製造業，電気機械器具製造業
⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱エネルギー・水道等を供給する事業
⑦ 情報通信業	民間放送業，ソフトウェア業，ポータルサイト・サーバ運営業，映像情報制作・配給業，新聞業，出版業，広告制作業
⑧ 運輸業、郵便業	鉄道業，道路旅客(貨物)運送業，水運業，倉庫業，運送代理店
⑨ 卸売業	繊維・衣服等卸売業，飲食料品卸売業，機械器具卸売業
⑩ 小売業	織物・衣服・身の回り品小売業，飲食料品小売業，機械器具小売業
⑪ 金融業、保険業	銀行業，生命・損害保険業，保険媒介代理業
⑫ 不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業
⑬ 物品賃貸業	産業用機械器具賃貸業，自動車賃貸業
⑭ 学術研究、専門・技術サービス業	法律事務所，行政書士事務所，デザイン業，経営コンサルタント業，広告業，獣医業，建築設計業，測量業，写真業
⑮ 宿泊業	旅館，ホテル，簡易宿所，下宿業
⑯ 飲食サービス業	飲食店，持ち帰り飲食サービス業，配達飲食サービス業
⑰ 生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業，理容・美容業，浴場業，旅行業，家事サービス業，冠婚葬祭業，映画館，スポーツ施設，遊戯場，カラオケボックス
⑱ 教育、学習支援業	各種学校，学習塾，音楽教室，書道教室，そろばん教室
⑲ 医療、福祉	病院，歯科診療所，療術業，福祉・介護事業
⑳ 複合サービス事業	農林水産業協同組合，事業協同組合
㉑ サービス業	廃棄物処理業，自動車整備業，機械等修理業，職業紹介業，ビルメンテナンス業，警備業，看板書き業，経済団体，労働団体

記載例（申請書）

※黒のボールペンで記入してください。
（鉛筆や消せるボールペンは使用不可）

※押印は省略しても申請できますが、**押印がない場合、取消線や訂正印、捨印による修正はできません。**（原則、再提出していただきます）

※捨印（申請内容に誤りがあった場合に、訂正印として使用します）

別記第1号様式（第7条関係）

函館市事業者物価高騰等緊急支援金給付申請書

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館市事業者物価高騰等緊急支援金の給付の要件を満たすため、関係書類を添えて申請します。

		1 令和 4 年 〇〇 月 〇〇 日	
2	住所 <small>（個人事業者は自宅住所）</small>	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 函館市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇	
	氏名 または 事業者名および 代表者職・氏名	函館株式会社 代表取締役 函館 太郎	
	申請者の 情報	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業者 <small>※シャチハタ不可。 ※押印がない場合、訂正印による修正不可。</small>	
3	業種	↓主たる事業の番号を、下記①～⑳の中からひとつ選んで記入してください。 <small>※業種の詳細は募集要項をご確認ください。</small>	
4	連絡先	電話番号 0138-12-3456 携帯電話番号 090-1234-5678	担当者 〇〇課 函館 花子 E-mail 〇〇〇〇@〇〇.〇〇

1 申請書を作成した日付（7/1以降）を和暦で記入してください。

2 申請者の情報を記入してください。
【法人の場合】本店の住所、会社名、代表者職・氏名、会社法人等番号を記入。

【個人事業者の場合】自宅住所、氏名、生年月日を記入。

3 主たる業種を①～⑳の中からひとつ選び、記入してください。
※それぞれの業種の例示を募集要項の12ページに載せていますので、参考にしてください。

4 申請内容の確認のため、連絡をすることがありますので、必ず日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。

5 函館市外本店の法人や、函館市外居住の個人事業者の場合、函館市内にある事業所について記入してください。
※市内本店の法人、市内居住の個人事業者は記入不要。

5 □市外本店の法人（または市外居住の個人事業者）の場合、下記に市内の事業所を記載してください。

所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 函館市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇	
名称 <small>（店舗名等）</small>	カフェ&ダイニング 函館市役所店	電話番号 0138-12-3456

※函館市内に事業所が複数ある場合は、いずれか1つについて記入し、その事業所が確認できる資料（①建物の登記事項証明書（または賃貸借契約書）、②写真（内観・外観）、③許可等が必要な業種の場合は営業許可証等）を添付してください。

【口座振替の申し出】

函館市から支払われる本支援金は、下記により口座振替払いとしていただきたく申し出ます。

6 振込先口座	金融機関	〇〇〇〇	銀行 金庫 信用組合 協同組合 信漁連	店名	〇〇〇支店	預金種目	普通 当座	口座番号（右詰めで記入）	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	（フリガナ）	ハコダテ（カ）							
	口座名義人	函館株式会社 代表取締役 函館 太郎							

※ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず、「店名」「口座番号」をそれぞれの欄に記入してください。
※申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の名義のもの。）
※振込先を確認できる口座通帳等の写しを添付してください。

※函館市使用欄
（※こちらには何も記入しないでください）

6 申請者名義の口座の情報を記入してください。

記載例（誓約書）

別記第2号様式（第7条関係）

誓約書

函館市事業者物価高騰等緊急支援金（以下「本支援金」という。）への申請にあたり、次のとおり誓約します。

1. 募集要項に定める対象事業者の要件を満たしています。
2. 申請書類の内容は全て事実です。
3. 本支援金の給付決定後も事業を継続する意思があります。
4. 申請書類の内容に虚偽やその他不正等が判明した場合には、市が本支援金の申請または給付の決定を取り消し、本支援金の給付後にあつては、市の指定する方法および期日までに本支援金の全部を市に返還することに同意します。
5. 市から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 本支援金の適正な給付等のため、公的機関（国・北海道・警察等）に対し情報提供を求めることに同意します。
7. 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・自治体等）の求めに応じて提供することに同意します。
8. 募集要項に定める暴力団等に該当しません。

※誓約書は、申請書と異なり、**押印または代表者による署名が必須です。**
押印の場合は、申請書と同じ印を使用してください（シャチハタ不可）。

函館市長 工藤 壽樹 様

令和 **4** 年〇〇月〇〇日

（記載例：法人の場合）

申請者住所 **函館市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇**

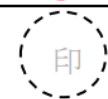
申請者名（法人）法人名 **函館株式会社**

代表者 **代表取締役 函館 太郎**

職・氏名



（個人事業者）氏名



※代表者本人が署名した場合、押印不要です。

※法人の場合は、**代表者印(丸印)**
(丸印がない場合は代表者の印)
を押してください。
(会社名のための印は不可)





函館市事業者物価高騰等緊急支援金給付申請書

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館市事業者物価高騰等緊急支援金の給付の要件を満たすため、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

申請者の情報	住所 <small>(個人事業者は自宅住所)</small>	〒																				
	氏名 または 事業者名および 代表者職・氏名	印																				
	種別	選 択	<input type="checkbox"/> 法人	会社法人等 番号 <small>※法人番号ではありません</small>																		
	<input type="checkbox"/> 個人事業者	生年月日 <small>(個人事業者のみ)</small>	T・S・H	年	月	日																
	業種	<small>↓主たる事業の番号を、下記①～⑳の中からひとつ選んで記入してください。 ※業種の詳細は募集要項をご確認ください。</small>																				
		① 農業、林業	② 漁業	③ 鉱業、採石業、砂利採取業	④ 建設業	⑤ 製造業	⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業	⑦ 情報通信業	⑧ 運輸業、郵便業	⑨ 卸売業	⑩ 小売業	⑪ 金融業、保険業	⑫ 不動産業	⑬ 物品賃貸業	⑭ 学術研究、専門・技術サービス業	⑮ 宿泊業	⑯ 飲食サービス業	⑰ 生活関連サービス業、娯楽業	⑱ 教育、学習支援業	⑲ 医療、福祉	⑳ 複合サービス事業	㉑ サービス業
連絡先	電話番号						担当者 <small>(所属・氏名)</small>															
<small>※日中に連絡の取れる 電話番号を 記入してください。</small>	携帯電話番号						E-mail															

□市外本店の法人(または市外居住の個人事業者)の場合、下記に市内の事業所を記載してください。

市内事業所	所在地	〒									
	名称 <small>(店舗名等)</small>						電話番号				

※函館市内に事業所が複数ある場合は、いずれか1つについて記入し、その事業所が確認できる資料（①建物の登記事項証明書(または賃貸借契約書)、②写真(内観・外観)、③許可等が必要な業種の場合は営業許可証等)を添付してください。

【口座振替の申し出】

函館市から支払われる本支援金は、下記により口座振替払いとしていただきたく申し出ます。

振込先口座	金融機関	銀行 金庫 信用組合 協同組合 信漁連	店名	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)						
	(フリガナ)			普通							
	口座名義人			当座							

※ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず、「店名」「口座番号」をそれぞれの欄に記入してください。
 ※申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の名義のもの。)
 ※振込先を確認できる口座通帳等の写しを添付してください。

※函館市使用欄

誓約書

函館市事業者物価高騰等緊急支援金（以下「本支援金」という。）への申請にあたり、次のとおり誓約します。

1. 募集要項に定める対象事業者の要件を満たしています。
2. 申請書類の内容は全て事実です。
3. 本支援金の給付決定後も事業を継続する意思があります。
4. 申請書類の内容に虚偽やその他不正等が判明した場合には、市が本支援金の申請または給付の決定を取り消し、本支援金の給付後にあつては、市の指定する方法および期日までに本支援金の全部を市に返還することに同意します。
5. 市から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 本支援金の適正な給付等のため、公的機関（国・北海道・警察等）に対し情報提供を求めることに同意します。
7. 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・自治体等）の求めに応じて提供することに同意します。
8. 募集要項に定める暴力団等に該当しません。

函館市長 工藤 壽樹 様

令和 年 月 日

申請者住所

申請者名 (法人) 法人名

代表者
職・氏名



(個人事業者) 氏名



※代表者本人が署名した場合、押印不要です。